

(平成22年10月14日報道資料抜粋)

年金記録に係る苦情のあっせん等について

年金記録確認京都地方第三者委員会分

1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの	7 件
国民年金関係	3 件
厚生年金関係	4 件
(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの	17 件
国民年金関係	9 件
厚生年金関係	8 件

京都国民年金 事案 1978

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和58年7月から59年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和21年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和58年7月から59年9月まで
② 昭和60年1月から63年12月まで

夫が会社を退職し、昭和50年8月から国民年金に加入しなければならなくなったため、私も同時に加入手続を行い、それ以降、夫と一緒に国民年金保険料を納付し、57年7月からは口座振替により納付してきた。夫だけ納付し私の分を納付しないとは、当時の収入状況からも考えられないので、調査してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①のうち、昭和58年7月から59年3月までについて、国民年金保険料納付の前提となる申立人の国民年金手帳記号番号は、50年9月に夫婦連番で払い出されていることが同手帳記号番号払出簿により確認できることから、このころ申立人は国民年金に加入し、同年8月以降、申立期間①直前の58年6月まで未納無く納付していることが確認できる。

また、当時の被保険者台帳である特殊台帳の昭和58年度の摘要欄に、申立人からの申出により発行されたものと考えられる「納付書」の押印が有ることが確認でき、上記の継続納付しようとする申立人の意志を踏まえれば、当該期間の国民年金保険料を納付したものとみても不自然ではない。

一方、申立期間①のうち昭和59年4月から同年9月までの期間及び申立期間②について、A市が国民年金の加入状況、国民年金保険料の納付状況等を記録している国民年金収滞納リストでは、未納とされていることが確

認できる上、申立期間②直後の平成元年1月から2年3月までの保険料は、3年4月1日に過年度納付されていることが領収済通知書により確認できるが、この納付時点では、申立期間②は既に時効により保険料を納付できない期間である。

また、申立人又はその夫が申立期間①のうち昭和59年4月から同年9月までの期間及び申立期間②の国民年金保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに当該期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない上、申立人について、婚姻前の氏名を含め複数の読み方で検索したが、該当者はおらず、別の国民年金手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も存しない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、昭和58年7月から59年3月までの国民年金保険料を納付していたものと認められる。

京都国民年金 事案 1979

第1 委員会の結論

申立人の昭和36年8月から38年2月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和9年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和36年8月から38年2月まで
② 昭和39年6月から同年11月まで

私は、第三者委員会に脱退手当金について受領していない旨の申立てを行っていたところ、第三者委員会から、国民年金保険料を特例納付した期間について、脱退手当金支給済期間や厚生年金保険被保険者期間と重複納付されており、納付した保険料の一部しか還付されていないと聞いた。私は還付された記憶は無く、今になって差額保険料を還付されても納付できないので、納付済期間を国民年金の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間①及び②を含む昭和36年4月から45年8月までの国民年金保険料を、第3回目の特例納付により納付していることが領収済通知書及び特殊台帳により確認できるが、申立期間①(19か月)は厚生年金保険の脱退手当金支給済期間、申立期間②(6か月)は厚生年金保険被保険者期間であるため、誤適用として平成6年10月13日付けで還付決定し、1,300円が同年11月28日に還付されていることがオンライン記録により確認できる。

しかし、行政側に本来納付できない厚生年金保険被保険者期間を含む期間の特例納付の納付書を作成したという誤りが有り、このため、申立人が当該期間の国民年金保険料を特例納付したのは明らかである。

また、申立期間①及び②に係る 25 か月分の納付保険料額は 10 万円であるが、後に重複納付であるとして還付された金額は 1,300 円であり、納付金額と大きく相違している上、還付の対象期間である 25 か月分とは整合性がないことから、行政側において適正な還付に係る事務処理が行われたとは認め難く、申立人が納付した申立期間の保険料は、現在まで長期間国庫歳入金として取り扱われている。

これらのこと、及び申立期間①については脱退手当金の支給済期間であることを踏まえると、制度上、国民年金の被保険者期間となり得ないことを理由として申立期間①の保険料を還付することは、信義則に反するものと考えられる。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は申立期間①及び②の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

しかしながら、申立期間②については、申立人は厚生年金保険の被保険者期間であることから、申立期間を国民年金保険料の納付済期間として記録を訂正することはできない。

京都国民年金 事案 1980

第1 委員会の結論

申立人の昭和52年4月から53年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和30年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和52年4月から53年3月まで

私は、昭和51年11月に就職し、翌52年4月から国民年金保険料の納付を開始したと記憶している。申立期間が未納とされていることには納得できないので、調査してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間は12か月と比較的短期間であるとともに、申立人は、申立期間直後の昭和53年4月以降、国民年金保険料をすべて納付していることが確認できることから、保険料納付意識は高かったものと考えられる。

また、国民年金保険料納付の前提となる申立人の国民年金手帳記号番号は、昭和53年4月に払い出されていることが同手帳記号番号払出簿により確認できることから、申立人は、このころ国民年金に加入したものと推認され、A市では国民年金の加入届を受け付けた際、納付可能な保険料について納付勧奨することが通例であったことを踏まえると、申立人が申立期間の保険料を納付したものとみても不自然ではない。

その他の事情を含め総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の、申立期間に係る標準報酬月額については、当該期間のうち、昭和38年10月及び同年12月から39年7月までは2万4,000円、同年8月及び同年9月は2万2,000円に訂正することが必要である。

なお、事業主が昭和38年10月及び同年12月から39年9月までの上記訂正後の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでない認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和14年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和38年10月1日から41年4月21日まで

私はA株式会社に昭和38年10月1日から41年4月21日まで勤務したが、ねんきん特別便の標準報酬月額を見ると1万8,000円と低い記録となっている。給料支払明細書を添付するので、調査の上、標準報酬月額の記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人が所持するA株式会社の給料支払明細書から、申立期間のうち、昭和38年10月及び同年12月から39年9月までについては、オンライン記録の標準報酬月額に相当する厚生年金保険料より高い保険料が給与から控除されていることが確認できる。

また、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律（以下「特例法」という）に基づき標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる保険料額及び申立人の報酬月額のそれぞれに基づく標準報酬月額の範囲内であることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、申立人の標準報酬月額については、申立人が所持する給料支払明細書の保険料控除額により、昭和38年10月及び同年12月から39年7月までは2万4,000円、同年8月及び同年9月は2万2,000円に訂正することが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、当時の事業主は既に死亡している上、関係書類が残されていないため不明としており、このほかに確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらないことから、明らかでないとは判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの被保険者の標準報酬月額に係る届出を社会保険事務所（当時）に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらないことから、行ったとは認められない。

一方、申立期間のうち、昭和38年11月、39年10月から40年11月までの期間は、申立人が所持する給料支払明細書の厚生年金保険料控除額に基づく標準報酬月額がオンライン記録の標準報酬月額と同額又は低い額であることが確認できることから特例法による保険給付の対象に当たらないため、あつせんは行わない。

また、申立期間のうち、昭和40年12月から41年4月までの期間については、申立人は給料支払明細書を所持しておらず、給与振込額も不明であることから報酬額及び厚生年金保険料控除額を確認することができない。

さらに、A株式会社の元役員は、「当該事業所は既に解散し、当該期間の賃金台帳等の関連資料は保存しておらず不明。」と回答しているため、当該期間の厚生年金保険料が控除されていたことに関する供述を得ることができない。

このほか、申立人の当該期間において、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、当該期間について申立人が主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立期間①のうち、平成10年8月から12年9月までの期間に係る標準報酬月額は、事業主が社会保険事務所（当時）に届け出た標準報酬月額であったと認められることから、申立人の当該期間に係る標準報酬月額に係る記録を30万円とすることが必要である。

また、申立人の申立期間①のうち、平成12年10月に係る申立人の標準報酬月額については、30万円とすることが必要である。

なお、事業主が平成12年10月に係る上記訂正後の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでない認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和28年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成10年8月1日から14年6月28日まで
② 平成15年1月10日から同年7月30日まで

申立期間①について、株式会社Aの勤務期間に受け取っていた給与額に比べて厚生年金保険の標準報酬月額が低いと思われるので、訂正してほしい。

申立期間②について、株式会社Aに再入社し勤務していたが、当該期間の厚生年金保険の加入記録が無いので、厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

オンライン記録によると、申立期間①のうち、平成10年8月1日から12年3月1日までの期間における申立人の株式会社Aにおける厚生年金保険の標準報酬月額は、当初30万円とされていたところ、12年3月8日付けで、10年8月1日の資格取得時決定及び11年10月1日の定時決定が取り消され、当該期間の標準報酬月額は、15万円に遡及^{そきゅう}して減額訂正されている。

また、当該事業所の代表取締役、役員及び申立人以外の一般従業員 13 人についても、申立人と同様に標準報酬月額が遡及して減額訂正されていることが確認できる。

さらに、株式会社Aに係る滞納処分票により、申立期間当時、当該事業所において厚生年金保険料の滞納があったことが確認できる。

加えて、申立人は、株式会社Aの商業登記簿謄本により役員ではなかったことが確認できる上、申立期間当時当該事業所に勤務していた同僚は、「申立人は、社会保険手続は担当していなかった。」と供述していることから、申立人が当該遡及訂正処理に関与していたとは認められない。

これらを総合的に判断すると、社会保険事務所において、平成 12 年 3 月 8 日付けで行われた遡及訂正処理は事実^{そきゆう}に即したものと^{そきゆう}は考え難く、当該遡及訂正処理を行う合理的な理由は無く、標準報酬月額に係る有効な記録訂正があったとは認められない。このため、当該遡及訂正処理の結果として記録されている申立人の平成 10 年 8 月から 12 年 9 月までの期間に係る標準報酬月額は、事業主が当初届け出た 30 万円に訂正することが必要である。

なお、当該遡及訂正処理を行った日以降の最初の定時決定（平成 12 年 10 月 1 日）において、申立人の標準報酬月額が 15 万円と記録されているところ、当該処理については、遡及訂正処理との直接的な関係をうかがわせる事情は見当たらず、社会保険事務所の処理が不合理であったとは言えない。

次に、申立期間①のうち、平成 12 年 10 月 1 日から同年 11 月 1 日までの期間について、申立人の給与から厚生年金保険料が控除されていたことについて確認できる資料は無いが、株式会社Aに勤務していた同僚の提出した同年 11 月分の給与明細書によれば、厚生年金保険料の控除額は、オンライン記録の標準報酬月額(11 万 8,000 円)に相当する保険料よりも高額であり、同年 10 月の定時決定前の標準報酬月額（17 万円）に相当する保険料が控除されていることが確認できる。

したがって、平成 12 年 10 月について、上述の同僚における厚生年金保険料の控除の状況から、申立人についても同年 10 月の定時決定前の標準報酬月額（30 万円）に見合う保険料が控除されていたと推認される。

また、株式会社Bから提出された申立人に係る銀行預金通帳の振込記録における平成 12 年 11 月の給与振込額は、オンライン記録の標準報酬月額より高額であることが確認できる。

これらを総合的に判断すると、平成 12 年 10 月について、申立人は、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から

控除されていたことが認められる。

また、申立人の平成12年10月の標準報酬月額については、上記訂正後の同年9月の標準報酬月額から30万円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る保険料を納付する義務を履行したか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらないことから、明らかでないとは判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が、申立てどおりの標準報酬月額に係る届出を社会保険事務所に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が見当たらないことから、行ったとは認められない。

一方、申立期間①のうち、平成12年11月1日から14年6月28日までの期間について、上記申立人に係る銀行預金通帳の振込記録における給与振込額及び株式会社A退職時の雇用保険失業等給付における賃金日額は、オンライン記録上の申立人に係る標準報酬月額よりもおおむね高いことが確認できるが、給与支給総額と厚生年金保険料の控除額を確認することはできない。

また、株式会社Aは、平成16年4月21日に厚生年金保険の適用事業所ではなくなっており、当該事業所の事業主に照会したが、厚生年金保険の標準報酬月額の決定に関する資料等は保管されていないため、申立期間の標準報酬月額の届出について、確認することはできない。

このほか、当該期間について、申立人の主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料及び周辺事情を総合的に判断すると、申立期間①のうち、平成12年11月から14年5月までの期間について、申立人が主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

申立期間②について、同僚の供述、申立人及び株式会社Bの提出した銀行預金通帳の振込記録及び独立行政法人Cの保管する未払賃金の立替払請求書及び確認通知書から、申立人が少なくとも、平成15年2月20日から同年6月20日まで株式会社Aに再び勤務していたことは認められる。

しかし、上記振込記録等からは、厚生年金保険料の控除額を確認できず、当時株式会社Aに勤務していた複数の従業員に照会したが、申立期間②において申立人の給与から厚生年金保険料が控除されていたことを確認するための資料及び供述を得ることはできない。

また、上述のように、株式会社Aの事業主に照会したが、申立期間当時の人

事記録、賃金台帳等の関連資料等は保管されていないため、申立期間における申立人の勤務実態及び申立人の給与から厚生年金保険料が控除されていたことは確認できない。

さらに、申立期間②において、申立人の株式会社Aに係る雇用保険の加入記録は確認できない。

このほか、申立人の申立期間②における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間②に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

事業主は、申立人が昭和20年4月27日に厚生年金保険被保険者の資格を取得した旨の届出を社会保険事務所(当時)に対し行ったことが認められ、かつ、申立人のA株式会社B製作所における厚生年金保険被保険者の資格喪失日は、同年9月1日であったと認められることから、申立人に係る厚生年金保険被保険者資格の取得日及び喪失日に係る記録を訂正することが必要である。

なお、申立期間の標準報酬月額については、50円とすることが妥当である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏名 : 男
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和6年生
住所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和20年4月27日から同年9月1日まで
申立期間は、C(地名)に在ったA株式会社C工場(当時)に勤務していたので、厚生年金保険の被保険者期間に訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

同僚の供述から、申立人がD県C地区に在ったとされるA株式会社の工場に勤務していたことが推認される。

また、複数の文献等から、上記の工場は、A株式会社B製作所の疎開先であると推認でき、同製作所に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿には、申立人に係る厚生年金保険被保険者記録が有り、基礎年金番号に未統合であることが確認できる。

さらに、上記の被保険者名簿には、申立人に係る資格取得日は昭和20年4月27日と記載されており、資格喪失日が記載されていないものの、上記の同僚は、「終戦で同社を退職したが、申立人の退職日については、明確に記憶していない。」と供述しており、申立人が事業廃止日とされている同年8月31日までに退職した事情も見当たらないことを踏まえると、申立人に係る資格喪失日を事業廃止日の翌日である同年9月1日とすることが妥当

である。

なお、上記被保険者名簿は、戦災等の何らかの事情により焼失したものを後日復元したものであると推認されるが、年金番号の記録状況等からみて、その復元が不完全であったことがうかがえ、申立人の加入記録に統合されなかったものと考えられる。

これらを総合的に判断すると、事業主は、申立人が昭和 20 年 4 月 27 日に被保険者資格を取得した旨の届出を社会保険事務所に行ったと認められ、かつ、申立人の A 株式会社 B 製作所における厚生年金保険の資格喪失日は同年 9 月 1 日とすることが妥当である。

なお、申立期間の標準報酬月額については、上記の未統合の被保険者名簿の記録により、50 円とすることが妥当である。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準賞与額については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる標準賞与額とならない記録とされているが、申立人は申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、申立人の申立期間における標準賞与額に係る記録を12万円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和39年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成17年6月3日

申立期間において、A株式会社勤務中に支給された賞与から厚生年金保険料が控除されていたにもかかわらず、事業主が届出を失念していたため、厚生年金保険の記録に反映されていないので、当該標準賞与額に係る記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

A株式会社から提出された申立人に係る賃金台帳の記録から、申立人は、申立期間において12万円の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主より賞与から控除されていたことが認められる。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、当該保険料を徴収する権利が時効により消滅した後に、事業主が申立期間当時に事務手続を誤ったとして訂正の届出を行っていることから、社会保険事務所（当時）は、申立人に係る申立期間の標準賞与額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該賞与に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

京都国民年金 事案 1981

第1 委員会の結論

申立人の平成3年12月から5年1月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和46年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成3年12月から5年1月まで
平成3年から4年ごろ、亡くなった父親がA県B市役所で国民年金の加入手続を行い、申立期間の国民年金保険料を納付してくれていたと母親が記憶している。申立期間について調査してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、平成3年から4年ごろ、申立人の父親が国民年金の加入手続を行い、申立期間の国民年金保険料を納付してくれていたと主張している。

しかしながら、国民年金保険料納付の前提となる申立人の国民年金手帳記号番号は、前後の被保険者の記録から平成7年3月ごろ払い出されていることが確認できることから、申立人は、このころ国民年金に加入したものと推認され、申立内容とは符合しない。

また、申立人が国民年金に加入した上記の時点で、納付可能な平成5年2月以降の国民年金保険料を納付していることが確認できるものの、申立期間は既に時効により保険料を納付できない期間である。

さらに、申立人の両親又は申立人が申立期間の国民年金保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない上、申立人について、氏名を複数の読み方で検索したが、該当者はおらず、別の国民年金手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も存しない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

京都国民年金 事案 1982

第1 委員会の結論

申立人の平成3年4月から5年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 46 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成3年4月から5年3月まで

父親が、A県B市役所で国民年金の加入手続を行い、申立期間の国民年金保険料を納付してくれていた。所持する年金手帳には「被保険者となった日」が平成3年4月1日と記載されていることから明らかである。申立期間の納付記録が無いことには納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、その父親が国民年金の加入手続を行い、申立期間の国民年金保険料を納付してくれていたとしており、申立人の年金手帳には、「被保険者となった日」が平成3年4月1日と記載されていると主張している。

しかしながら、申立期間の国民年金保険料を納付するには、国民年金手帳記号番号の払出しが必要であるが、同手帳記号番号払出簿検索システムによりA県内すべてについて「C（漢字）」及び「D（カナ）」で検索したが、該当者はおらず、申立人に対して同手帳記号番号が払い出されていた形跡は見当たらないことから、申立期間は、国民年金に未加入の期間であり、申立期間の保険料を納付できなかったものと考えられる。

なお、申立人が所持する年金手帳の「国民年金の記録(1)」欄に、平成3年4月1日から第1号被保険者とされている点については、本来、国民年金被保険者資格の取得日は、申立人の20歳の誕生日の前日とすべきところ、同手帳発行の際、誤って記載された可能性がうかがわれるものの、被保険者となった日をもって、国民年金保険料の納付が開始されたことを示すものではない。

また、申立人の父親又は申立人が申立期間の国民年金保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない上、申立人について、婚姻前の氏名を含め複数の読み方で検索したが、該当者はおらず、申立人に対して国民年金手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も存しない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

京都国民年金 事案 1983

第1 委員会の結論

申立人の昭和45年4月から52年1月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和17年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和45年4月から52年1月まで
昭和45年4月ごろ、国民年金の加入手続を行い、申立期間の国民年金保険料を集金人に納付していた。申立期間が未納となっていることには納付できないので、調査してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和45年4月ごろ、国民年金の加入手続を行い、申立期間の国民年金保険料を集金人に納付していたと主張している。

しかしながら、国民年金保険料納付の前提となる申立人の国民年金手帳記号番号は、任意の資格で払い出されていることが同手帳記号番号払出簿により確認でき、A市が国民年金の加入状況、保険料の納付状況等を記録している国民年金収滞納リストにおいても、申立人は昭和52年2月9日付けで任意加入とされており、任意加入の場合、さかのぼって被保険者となることができないため、申立期間は国民年金に未加入の期間であり、申立人は、申立期間の保険料を納付できなかったものと考えられる。

また、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない上、申立人について、婚姻前の氏名を含め複数の読み方で検索したが、該当者はおらず、別の国民年金手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も存しない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

京都国民年金 事案 1984

第1 委員会の結論

申立人の昭和47年7月から49年1月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和20年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和47年7月から49年1月まで

会社を退職した昭和47年7月ごろ、妻が国民年金の再加入手続を行い、夫婦二人分の国民年金保険料を集金人に納付していた。申立期間の納付記録が無いことには納得できないので、調査してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和47年7月ごろ、申立人の妻が国民年金の再加入手続を行い、申立期間の国民年金保険料を集金人に納付していたと主張している。

しかしながら、国民年金保険料納付の前提となる申立人の国民年金手帳記号番号は、昭和45年5月に夫婦連番で払い出されていることが同手帳記号番号払出簿により確認できることから、このころ申立人は国民年金に加入したものと推認できるものの、申立人は46年6月1日に厚生年金保険の被保険者資格を取得したことに伴い、同日に国民年金の被保険者資格を喪失後、国民年金の再加入手続を行った形跡は見当らないことから、申立期間は国民年金の未加入期間であり、申立期間の保険料は納付できなかったものと考えられる。

なお、申立人が申立期間について国民年金の再加入手続を行った場合、申立人の妻の被保険者資格種別は強制となるが、申立人の妻は昭和45年2月21日に国民年金の任意資格を取得後、61年4月1日に同被保険者資格を喪失して第3号被保険者となるまで任意資格であることが、A町の保管する国民年金被保険者名簿から確認できる。

また、申立人の妻又は申立人が申立期間の国民年金保険料を納付したこ

とを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない上、申立人について、氏名を複数の読み方で検索したが、該当者はおらず、別の国民年金手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も存しない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

京都国民年金 事案 1985

第1 委員会の結論

申立人の平成6年5月から同年9月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 42 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成6年5月から同年9月まで

私は、勤務先を退職した平成6年5月か6月ごろ、A区役所B支所で国民年金の加入手続を行い、申立期間の国民年金保険料を同支所で納付していた。申立期間が未納とされていることには納得できないので、調査してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、平成6年5月か6月ごろA区役所B支所で国民年金の加入手続を行い、申立期間の国民年金保険料を納付していたと主張している。

しかしながら、申立期間の国民年金保険料を納付するには国民年金手帳記号番号の払出しが必要であるが、国民年金手帳記号番号払出簿検索システムによりC県内すべてについて「D（漢字）」及び「E（カナ）」で検索したが、該当者はおらず、申立人に対して同手帳記号番号が払い出された形跡は見当たらないことから、申立期間は国民年金の未加入期間であり、申立人は申立期間の保険料を納付できなかったものと考えられる。

また、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない上、申立人について、オンライン記録により、婚姻前の氏名を含め複数の読み方で検索したが、該当者はおらず、国民年金手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も存しない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

京都国民年金 事案 1986

第1 委員会の結論

申立人の昭和45年7月から47年1月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和18年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和45年7月から47年1月まで

昭和45年*月に長女を出産してA県の実家に帰っている間に、亡くなった義母がB県C市役所で国民年金の加入手続を行い、申立期間の国民年金保険料を納付してくれていたと思う。申立期間が未納となっていることには納得できないので、調査してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和45年*月に長女を出産してA県の実家に帰っている間に、申立人の義母が国民年金の加入手続をC市役所で行い、申立期間の国民年金保険料を納付してくれていたと主張している。

しかしながら、国民年金保険料納付の前提となる申立人の国民年金手帳記号番号は、昭和47年2月に払い出されていることが同手帳記号番号払出簿により確認できることから、申立人は、このころ国民年金に加入したものと推認され、申立内容とは符合しない。

また、申立人が所持する国民年金手帳では昭和47年2月23日に任意の被保険者資格を取得していることが確認でき、任意加入した場合、資格取得日の属する月以降、国民年金保険料を納付することとなるが、同手帳の昭和46年度国民年金印紙検認記録の昭和46年4月から47年1月までの欄には、「納付不要」の押印が有る上、C市の国民年金被保険者名簿及び特殊台帳でも申立人の国民年金の資格取得日は同日と記載されていることが確認できることから、申立期間は国民年金の未加入期間であり、申立期間の保険料は納付できなかったものと考えられる。

さらに、申立人の義母又は申立人が申立期間の国民年金保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない上、申立人について、婚姻前の氏名を含め複数の読み方で検索したが、該当者はおらず、別の国民年金手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も存しない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

京都国民年金 事案 1987

第1 委員会の結論

申立人の昭和42年4月から49年4月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 大正14年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和42年4月から49年4月まで

私の国民年金は、夫が昭和42年4月1日に赴任したA市立B小学校の事務職員に勧められ、同事務職員に国民年金の加入手続を依頼し、加入した。申立期間の国民年金保険料は、同事務職員が夫の給料の中から納付してくれていた。申立期間が未納とされていることには納得できないので、調査してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和42年4月1日に申立人の夫が赴任した小学校の事務職員に、国民年金の加入手続を依頼し、申立期間の国民年金保険料は、同事務職員が申立人の夫の給料の中から納付してくれていたと主張している。

しかしながら、国民年金保険料納付の前提となる申立人の国民年金手帳記号番号は、昭和49年6月に任意の資格で払い出されていることが同手帳記号番号払出簿により確認でき、申立人が所持する国民年金手帳により、同年5月24日に任意で資格取得していることが確認できることから、申立期間は国民年金の未加入期間であり、申立期間の保険料は納付することができなかったものと考えられる。

また、申立人の夫又は申立人が申立期間の国民年金保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない上、申立人について、氏名を複数の読み方で検索したが、該当者はおらず、別の国民年金手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も存しな

い。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

京都国民年金 事案 1988

第1 委員会の結論

申立人の平成17年5月及び同年6月の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和42年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成17年5月及び同年6月

私は、勤務先を退職し、平成17年5月23日にA国へ留学した。留学期間中の国民年金保険料については、父親に納付を依頼していた。申立期間が空白期間となっているのは社会保険庁(当時)のミスであるので、調査してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、勤務先を退職し、平成17年5月23日にA国へ留学し、申立期間の国民年金保険料の納付を申立人の父親に依頼していたと主張している。

しかしながら、申立人は、平成17年4月1日に厚生年金保険の被保険者となったことに伴い、同日に国民年金の被保険者資格を喪失し、既に前納されていた平成17年度の国民年金保険料(15万9,540円)は、平成17年5月13日付けで還付決議が行われ、同日付けの「国民年金保険料過誤納額還付・充当通知書」により申立人に通知され、申立人の記名・押印による「国民年金保険料還付請求書」(受付 17.7.11 B社会保険事務所)により還付請求され、同年8月25日に還付されていることが申立人が所持する銀行預金通帳により確認できる。

また、申立人は、勤務先を退職した平成17年5月23日にA国に転居していることが確認でき、海外在住の申立人について、申立期間の国民年金保険料を納付するには、改めて、国民年金に任意加入することが必要であるが、申立人の任意加入手続は、申立人の記名・押印による「国民年金各

種届」(受付 17.7.11 B社会保険事務所)により行われ、同年7月11日付けで任意加入したことが確認でき、任意加入の場合、さかのぼって国民年金の被保険者資格を取得することはできないことから、申立期間は国民年金の未加入期間であり、申立期間の保険料は納付できなかったものと考えられる。

さらに、申立人の父親が申立期間の国民年金保険料を納付したことを示す関連資料(家計簿、確定申告書等)は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない上、申立人について、婚姻前の氏名を含め複数の読み方で検索したが、該当者はおらず、別の国民年金手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も存しない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

京都国民年金 事案 1989

第1 委員会の結論

申立人の昭和55年4月から60年2月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和25年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和55年4月から60年2月まで

私は、昭和55年4月に離婚後、その年の秋ごろまでに、国民健康保険に加入すると同時に、国民年金の加入手続きを行い、申立期間の国民年金保険料を納付した。申立期間が未納とされていることには納付できないので、調査してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和55年4月に離婚後、その年の秋ごろまでに、国民健康保険に加入すると同時に、国民年金に加入し、申立期間の国民年金保険料を納付していたと主張している。

しかしながら、国民年金保険料納付の前提となる申立人の国民年金手帳記号番号は、昭和60年5月に払い出されていることが、同手帳記号番号払出簿検索システムにより確認でき、このころ申立人は国民年金に加入したものと推認され、申立内容とは符合しない。

また、申立人が所持する年金手帳には、「初めて被保険者となった日」は昭和60年3月1日と記載されており、これは、A市が保管する国民年金被保険者名簿及び特殊台帳とも一致することから、申立期間は国民年金に未加入の期間であり、申立人は申立期間の保険料を納付できなかったものと考えられる。

なお、申立人の所持するA市の国民健康保険被保険者証には、国民健康保険の資格取得日は、昭和60年3月10日であり、国民年金と同時期に加入手続きが行われたものと推認できる。

さらに、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない上、申立人について、オンライン記録により氏名を複数の読み方で検索したが、該当者はおらず、別の国民年金手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も存しない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として、厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和6年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和42年12月から51年5月1日まで

私は、昭和42年12月から平成7年8月31日までA株式会社に継続して勤務していたのに、社会保険事務所（当時）に厚生年金保険被保険者記録を照会したところ、42年12月から51年5月1日までの被保険者記録が無いとの回答であったので、再調査の上、申立期間について厚生年金保険の被保険者期間であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

A株式会社の申立期間当時の役員及び複数の同僚の供述により、申立人が申立期間の一部について当該事業所に勤務していたことは推認できる。

しかし、A株式会社が厚生年金保険の適用事業所でなくなった当時の元役員は、「当該事業所は平成11年7月に破産したため、資料が無く、当時の事業主も既に亡くなっていることから、何も分からない。」と供述しており、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認することができない。

また、申立期間当時の役員は、「申立てどおりの厚生年金保険の資格に係る届出を行っておらず、申立人には給与として支払っていなかったため保険料控除もしておらず、納付もしていないと思う。申立人に工場内の場所を提供し、より多くの仕事ができるように便宜をはかり、外注工賃としての支払方法だったと思う。」と供述している上、申立期間当時の元同僚は、「私が在職していた間、申立人の勤務形態は請負だったと思う。」と供述しており、申立人は他の従業員の勤務形態とは異なる取扱いであったことが

うかがえる。

さらに、申立人は、「申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されておらず、国民健康保険に加入し、勤務形態も請負であったかもしれない。」と供述している。

加えて、A株式会社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿によると、申立期間に申立人の氏名の記載は無く、昭和51年5月1日に初めて当該事業所で資格を取得したことが確認できる。

また、雇用保険の被保険者資格取得日は、厚生年金保険の資格取得日と一致していることが確認できる。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 23 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 50 年 5 月 12 日から同年 7 月 19 日まで
② 昭和 50 年 9 月 9 日から同年 11 月 8 日まで
③ 昭和 50 年 11 月 9 日から同年 12 月 8 日まで
④ 昭和 51 年 1 月 8 日から同年 3 月 31 日まで

厚生年金保険の加入期間を確認したところ、昭和 50 年 5 月 12 日から 51 年 3 月 31 日まで A 市立学校の臨時的任用の常勤講師として勤務していたが、その期間の年金記録が無いことが分かった。申立期間について厚生年金保険加入期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

A 市教育委員会保管の人事関係発令簿及び申立人所持の人事異動勤務記録により、申立人が申立期間①、②、③及び④について、A 市教育委員会に臨時的任用常勤講師として採用され、勤務していたことが確認できる。

しかし、臨時の常勤講師における給与負担を行っていた B 県教育委員会に照会したところ、「臨時的任用職員の厚生年金保険加入については、B 県教育委員会教育長通知『臨時的任用職員に係る健康保険・厚生年金保険制度の実施要項』に基づいて昭和 63 年 4 月 1 日から加入手続を行っているが、それより前は厚生年金保険の加入手続は行っておらず、申立人について厚生年金保険被保険者資格取得の届出及び給与から厚生年金保険料を控除していた事実は無い。」と回答している。

また、A 市教育委員会に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿において、申立期間①、②、③及び④の期間に申立人の氏名は記載されておらず、

健康保険の整理番号も連続しており欠番も無く、申立期間における申立人の加入記録が欠落したとは考え難い。

さらに、当該名簿において申立期間①、②、③及び④の期間当時に厚生年金保険加入記録のある複数の者に照会したが、申立人を記憶している者はおらず、申立内容に係る供述を得ることができない。

このほか、申立人の申立期間①、②、③及び④における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

京都厚生年金 事案 2080

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 16 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 33 年 4 月 20 日から 34 年 8 月 20 日まで
私は、株式会社Aに、昭和 34 年 8 月 20 日まで勤務したが、厚生年金保険の加入記録では、33 年 4 月 20 日に資格喪失したことになっているので、加入記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

株式会社B（申立人は、申立てに係る事業所を株式会社Aとしているが、商業登記簿謄本においては株式会社Bとして登記されている。）における元同僚の回答から、申立人が、申立期間のうち、一部の期間において同事業所で勤務していた可能性はある。

しかし、商業登記簿謄本の記録から、株式会社Bは昭和 35 年 9 月 20 日に解散していることが確認できるほか、オンライン記録によると、同事業所は、39年11月18日に厚生年金保険の適用事業所ではなくなっている上、同事業所の事業主及び役員については、死亡又は所在不明であるため、申立期間における申立人の勤務実態及び厚生年金保険料控除の有無について確認することはできない。

また、申立期間当時、株式会社Bで勤務していた元同僚に対して照会を行ったところ、申立人のことを記憶している者はいたものの、申立期間における、申立人の具体的な勤務実態及び給与から厚生年金保険料が控除されていたことについて確認できる供述を得ることはできなかった。

さらに、株式会社Bに係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿において、申立人は、昭和 33 年 4 月 20 日に厚生年金保険の被保険者資格を喪失し、

健康保険証を返却した旨の記載があることが確認できる。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

京都厚生年金 事案 2081 (事案 955 の再申立て)

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和8年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和37年1月4日から38年7月1日まで
第三者委員会で一部の期間は、あっせんされたが、昭和37年1月4日から38年7月1日までの期間は認められないとの回答で、納得ができない。昭和37年から38年の間、若しくは39年当時にA、B、C各氏等と、D株式会社で一緒に働いていた。申立期間は確かに勤務していたので、厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間に係る申立てについては、当時の同僚の記憶が明確でなく申立人の申立期間当時の勤務実態を確認することができない上、厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを確認できる給与明細書等の資料が無く、ほかに、申立てに係る事実を確認できる関連資料や周辺事情が見当たらないとして、既に当委員会の決定に基づく平成21年8月6日付け年金記録の訂正は必要でないとする通知が行われている。

申立人は、今回の申立てにおいて、新たな資料を提出していないが、申立期間当時の同僚の氏名を思い出したとして、再調査を申し立てている。

そこで、今回の申立てについて前回の調査に加えて調査したところ、申立期間当時の同僚に照会したが、申立人を記憶している者は無く、申立人の勤務実態について供述を得ることができない。

また、申立期間当時の事業主の長男で、D株式会社の後継事業所であるE株式会社の事業主に改めて照会したが、申立人について記憶していない上、関連資料も無く、申立人の勤務実態及び給与から厚生年金保険料が控

除されていたことについて確認することができない。

さらに、申立人が一緒に働いていたことを思い出した同僚について、当該事業所に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿において氏名を確認することができず、申立人の当該事業所における勤務実態等を確認することができない。

その他に委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情は見当たらないことから、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 26 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 44 年 11 月 1 日から 46 年 10 月 1 日まで
② 昭和 46 年 11 月 6 日から同年 12 月 1 日まで
③ 昭和 47 年 6 月 6 日から 48 年 4 月 1 日まで

私は、A組合に昭和 44 年 11 月から 46 年 11 月まで勤務したが、厚生年金保険の加入記録は同年 10 月 1 日から同年 11 月 6 日までとなっており、株式会社 B（後に C 株式会社 に名称変更）に同年 11 月から 47 年 6 月まで勤務したが、厚生年金保険の加入記録は 46 年 12 月 1 日から 47 年 6 月 6 日までとなっているので、調査の上、厚生年金保険の加入記録を訂正してほしい。

また、D 医院については昭和 47 年 6 月から 48 年 3 月まで勤務しているが、厚生年金保険の加入記録が無いので、調査の上、厚生年金保険の加入記録を認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①に係る A 組合について、当該事業所に係る雇用保険の加入記録及び元同僚の供述から、申立人が申立期間において当該事業所に勤務していたことは認められる。

しかし、A 組合の事業主に照会したところ、「申立期間当時の関係資料が保存されていないため、申立てどおりの届出及び給与から厚生年金保険料を控除したかは不明である。」と回答していることから、申立人の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを確認することはできない。

また、当該事業所の事業主は、「正規職員は全員厚生年金保険に加入し、厚生年金保険料も給与から控除していた。」と供述しており、他の同僚は、

「申立人の申立期間の勤務形態はアルバイトであった。」と供述していることから、申立人は、申立期間においてはアルバイト職員であったため、厚生年金保険に加入させていない取扱いであったことがうかがえる。

さらに、当時、当該事業所に勤務していた複数の元同僚に照会したが、申立期間における申立人の正確な勤務期間等の勤務実態及び給与から厚生年金保険料が控除されていたことを確認するための供述を得ることができない。

申立期間②に係る株式会社Bについて、当該事業所に勤務していた元同僚の供述から、申立人が申立期間において当該事業所に勤務していたことは推認できる。

しかし、株式会社Bの元事業主に照会したところ、「申立期間当時の経理担当者も既に亡くなっており、会社も解散し関係資料が保存されていないため、不明である。」と回答していることから、申立人の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを確認することはできない。

また、株式会社Bに係る厚生年金保険被保険者名簿において確認できる元同僚に照会したが、申立人の記憶はあるものの申立期間について申立人の勤務実態及び厚生年金保険料を給与から控除されていたことについて確認するための資料及び供述を得ることができない。

さらに、株式会社Bに係る雇用保険の資格取得日は昭和46年12月1日、離職日は47年6月5日となっており、厚生年金保険のオンライン記録と一致している。

申立期間③に係るD医院について、当該事業所の現在の事業主に照会したところ、「申立期間当時の事業主は平成7年*月に亡くなっており、当時専従者であった事業主の妻に確認したところ、同医院は厚生年金保険の適用事業所になったことは無いと述べている。」と回答していることから、申立人の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを確認することはできない。

また、D医院については、オンライン記録において当該事業所が厚生年金保険の適用事業所であったことを確認することはできない。

さらに、D医院に係る雇用保険について、申立期間における申立人の加入記録は確認できない。

このほか、申立人の申立期間①、②及び③における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間①、②及び③に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 18 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 34 年 4 月 10 日から同年 7 月 1 日まで

A株式会社(現在は、B株式会社)に、昭和 34 年 4 月 10 日から中学校の新卒で正社員として勤務していたが、年金事務所へ照会したところ、申立期間の厚生年金保険が未加入期間となっている。勤務したことは間違いないので、申立期間について、厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

A株式会社と同じ中学校を卒業して入社したとする複数の元同僚の供述から、申立人は申立期間において、当該事業所に勤務していたことは推認できる。

しかし、上記の複数の元同僚は、「中学校を新卒で入社した者は全員が入社後直ちに3か月間は臨時工であり、その期間は給与から厚生年金保険料を引かれておらず、自分の厚生年金保険の被保険者資格取得日も、昭和 34 年 7 月 1 日となっている。」と回答していることから、当時、A株式会社においては、臨時工として勤務している従業員については、必ずしも入社後ただちに厚生年金保険に加入させる取扱いではなかったことがうかがえる。

また、A株式会社に係る厚生年金保険被保険者名簿によれば、昭和 34 年 3 月に中学校を卒業した新卒採用者(生年月日が昭和 18 年 4 月 2 日から 19 年 4 月 1 日まで)は、申立人を含めて、455 人全員が 34 年 7 月 1 日に被保険者資格を取得していることが確認できる。

さらに、B株式会社は、「A株式会社に係る厚生年金保険の資格取得届の保

管は、昭和 36 年以降であり、申立期間当時の賃金台帳等の関連資料も保管されていない。」と回答していることから、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料の控除について確認することができない。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 15 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 44 年 10 月から 46 年 4 月まで
昭和 44 年 10 月に同僚 4 人と一緒に、株式会社 A から B 株式会社に転職したが、申立期間が厚生年金保険の被保険者期間となっていないので、調査してほしい。

第3 委員会の判断の理由

複数の同僚の供述から、期間の特定はできないものの、申立人が B 株式会社に勤務していたことは推認できる。

しかしながら、B 株式会社は、「申立期間当時の賃金台帳等関連資料を保管しておらず、当時の状況は不明である。」と回答しており、申立期間における申立人の勤務実態及び申立人の給与から厚生年金保険料が控除されていたことを確認することができない。

また、申立人と同時期に株式会社 A から B 株式会社へ転職した 4 人の同僚は、入社後、3 か月間から 4 か月間は厚生年金保険の被保険者とはなっていないことが確認できる上、「入社後 3 か月間は厚生年金保険に加入しておらず、申立人は B 株式会社に入社後、すぐに同社を退社した。」と供述している同僚もいることから、当時、当該事業所は必ずしも入社後すぐに厚生年金保険に加入させていたわけではなかったことがうかがえる。

さらに、B 株式会社に係る厚生年金保険被保険者名簿（原票）において、申立期間に資格を取得した者を確認したが、申立人の氏名の記載は見当たらず、健康保険整理番号は連続し、欠番も無いことから、申立人の記録が欠落したものとは考え難い。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について、確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 13 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 32 年 7 月 1 日から 36 年 5 月 1 日まで
家事都合により株式会社Aを退職した。脱退手当金は受給していないので、調べてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間に係る事業所の健康保険厚生年金保険被保険者名簿の申立人の欄には、脱退手当金が支給されていることを意味する「退」表示が有るとともに、申立期間の脱退手当金は、支給額に計算上の誤りは無く、厚生年金保険被保険者資格喪失日から比較的短期間である約4か月後の昭和36年9月12日に支給決定されているなど、一連の事務処理に不自然さはうかがえず、ほかに脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。